

かめろうき会報

令和5年12月号（第186号）

令和5年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間の実施について

表題の件につきまして、令和5年11月に東京労働局長から協力依頼文書を受けました。依頼文書内容は、下記のとおりです。

平素より、東京労働局の行政運営、とりわけ労働安全衛生行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。東京労働局におきましては、第14次東京労働局労働災害防止計画(令和5年度からの5か年計画)に基づき、「Safe Work Tokyo」のロゴマークの下、「トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」」をキャッチフレーズとして、すべての関係者が認識を共有し、労働災害の防止に向けた取組を推進する計画としており、本年度が初年度となります。

一方で、東京労働局管内における令和5年労働災害発生状況は、9月末日時点で死亡者数30人(前年同期比-2人)、9月末時点での休業4日以上之死傷者数7,214人(前年同期比+430人)となっており、死亡者数は前年よりわずかに下回っているものの、死傷者数は増加しており、大変憂慮すべき状況となっていることから、目標達成に向け更なる労働災害防止の取組が求められています。

このような状況を踏まえ、慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的とした「令和5年度年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の安全機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとします。

つきましては、本強調期間の趣旨を御理解いただき、別添要綱による取組に御協力賜りますようお願いいたします。

令和5年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和5年11月
東京労働局

1 趣旨

東京労働局では、働く人たちが年末年始を無事故で過ごし、明るい新年を迎えることができるよう、「令和5年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全衛生機運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

令和4年の死亡災害は55人（新型コロナウイルス感染症へのり患によるものを除く。）と前年比で3人減少したものの、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」という。）が10,802人と前年比760人の増加となった。

令和5年に入った当初は死亡災害が前年比で10人以上の減少となっていたものの、7月より発生数が増加し、9月末現在で、前年とほぼ同数の30人もの尊い命が失われたところである。また、死傷災害についても、業種横断的に「転倒」や腰痛を含む「動作の反動・無理な動作」といった人の作業行動に起因する災害（以下「行動災害」という。）が増加傾向にある。

さらに、労働衛生の分野では、化学物質による労働災害防止のための新たな規制が導入され、リスクアセスメントに基づく自律的な化学物質管理が強化されることから今後の改正を踏まえた対応が求められる。

そのため、本強調期間では、特に、死亡や重篤な労働災害が多発傾向にある建設業について、労働災害防止対策の推進を強化するとともに、化学物質管理や業種横断的に行動災害の防止対策の推進を強化する。

2 取組期間

令和5年11月21日（火）～ 令和6年1月31日（水）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

（1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の機運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 労働基準監督署による集中的な建設現場指導
- ④ 災害多発業種等に対する講習会などを通じた労働災害防止指導の強化
- ⑤ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ⑥ 行動災害防止に向けた啓発資料等の作成、発信
- ⑦ 化学物質管理に関する講習会などを通じた改正法令の周知
- ⑧ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進
- ⑨ 労働災害防止対策の取組に係る自主点検の実施依頼

（2）各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営

- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の機運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 安全衛生管理活動の的確な実施及び活性化に向けた取組
- ⑤ 墜落・転落災害、行動災害防止を始めとする安全衛生意識の向上等を目指した安全衛生教育の徹底（災害事例の共有や体験型安全衛生教育の実施等）
- ⑥ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑦ 化学物質のリスクアセスメントの実施を含めた化学物質管理の徹底
- ⑧ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑨ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑩ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが発信！ みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～

労働保険料は口座振替が便利です！

労働保険料や一般拠出金の納付には口座振替が利用できます
メリットも多数ありますので、ぜひ口座振替をご活用ください！



**2024（令和6）年度第1期分より、
対象金融機関に「ゆうちょ銀行」が加わりました！**

口座振替による納付のメリット

- ① 保険料納付のために、毎回金融機関の窓口へ行く手間や待ち時間が解消されます
- ② 納付の忘れや遅れがなくなるため、延滞金を課される心配がありません
※口座振替の手続を一度行えば、次の納期以降も継続して引き落としが行われます。
- ③ 手数料はかかりません
- ④ 保険料の引き落としに最大約2か月ゆとりができます

引き落としのゆとりについて

保険料を延納（分割納付）している場合、第1期、第2期、第3期での分割で口座振替の引き落としが行われます。

	全期または第1期	第2期	第3期
通常の納期限	7月10日	10月31日※	1月31日※
口座振替による納付日（引き落とし日）	9月6日	11月14日	2月14日
ゆとり日数	58日	14日	14日

※ 労働保険事務組合は、第2期、第3期の納期限がそれぞれ11月14日、2月14日であり、口座振替による納付日と同日となります。

申し込み手続きはかんたん！

STEP 1 申込用紙を入手

申込用紙は以下のいずれかの方法で入手できます。

- ▶ お近くの労働局・労働基準監督署の窓口
- ▶ 下記厚生労働省ウェブサイトからダウンロード

労働保険料等の口座振替納付（厚生労働省ウェブサイト内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/hokenryou/index.html



厚生労働省 労働保険 口座振替

検索

STEP 2 記入した用紙を金融機関の窓口へ提出

締め切り日に注意して、申込用紙を提出してください。

※一部の金融機関ではお取り扱いできません。

対象の金融機関は厚生労働省ウェブサイト（上記）でご確認ください。

各期の申込締切日・口座振替日

	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	
全期 または 第1期	申込 締切日 2月25日	→						口座振替 納付日 9月6日						
第2期						申込 締切日 8月14日	→			口座振替 納付日 11月14日				
第3期								申込 締切日 10月11日	→				口座振替 納付日 2月14日	

※申込締切日を過ぎて提出された場合は、次の期からの振替となります。

※該当日が土・日・祝日の場合には、その後の最初の金融機関の営業日となります。

引き落とし前後にはハガキでお知らせします

- 毎回、引き落とし日（口座振替納付日）の約3週間前に引き落とし内容をハガキでお知らせします。
- 引き落とし後も、約3週間で引き落とし結果をハガキでお知らせします。振替日に保険料の引き落としができなかった場合も、ご連絡させていただきます。

ぜひ、労働保険料の口座振替をご活用ください！

口座振替に関する詳しい内容やご不明な点は、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせください。

トラックでの荷役作業時における 安全対策が強化されます。



労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます）が改正され「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務付けられました。

特別教育については令和6年2月から、それ以外の規定は令和5年10月から施行されます。

昇降設備の設置及び保護帽の着用が必要な貨物自動車の範囲が拡大されます

これまで最大積載量5トン以上の貨物自動車を対象としておりましたが、新たに最大積載量2トン以上5トン未満の貨物自動車において、荷役作業時の昇降設備の設置及び保護帽の着用が義務づけられます（一部例外あり）。

テールゲートリフターを使用して荷を積み卸す作業への特別教育が義務化されます

テールゲートリフターの操作者に対し、学科教育4時間、実技教育2時間の安全衛生に係る特別の教育を行うことが必要になります。

運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

運転席から離れてテールゲートリフターを操作する場合において、原動機の停止義務が除外されます。
なお、その他の逸走防止措置は引き続き必要です。

1 昇降設備、保護帽の設置義務の範囲が拡大されます

R5.10.1

施行

● 昇降設備について（安衛則第151条の67関係）

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、2トン以上5トン未満のものが追加されます。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に設置されている昇降用のステップ等が含まれます。なお、昇降用ステップは、できるだけ乗降グリップ等による三点支持等により安全に昇降できる形式のものとするようにしてください。

2 運転位置から離れる場合の措置が一部改正されます

R5.10.1
施行

走行のための運転位置とテールゲートリフター等の操作位置が異なる貨物自動車運転する場合において、テールゲートリフター等进行操作し、又は操作しようとしている場合は、原動機の停止義務の適用が除外されます。なお、ブレーキを確実にかける等の貨物自動車の逸走防止措置については、引き続き義務付けられることにご留意ください。また、逸走防止の観点から、可能な範囲で原動機も停止するようにしてください。

厚生労働省では、陸上貨物運送事業における労働災害を防止するため、以下のガイドラインを公表しております。

法令に定める事項のほか同ガイドラインに定める措置についても積極的な取組を進めていただきますようお願いいたします。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン



陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、**荷役作業場所における安全の確保等**、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したものです。

▲詳細はこちらを
ご覧ください

交通労働災害防止のためのガイドライン



交通労働災害の防止を図るための指針として、**安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等**、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したものです。

▲詳細はこちらを
ご覧ください

●令和6年（2024年）4月からトラック運転者の改善基準告示を改正！



▲詳細はこちらを
ご覧ください

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへ

●長時間の恒常的な荷待ちを改善しましょう

トラック運転者の長時間労働や過労の要因となるため、**長時間の荷待ちを発生させない**よう努めましょう。

- ・納品時間の指定を柔軟にする
- ・納品を特定の曜日・時間帯に集中させない
- ・積込場所を分散し1か所当たりの車両台数を減らす
- ・パレットを用いるなどで荷役作業の時間を短縮する
- ・注文からお届けまでの期間に余裕をもたせる

「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」
厚生労働省・国土交通省・公益社団法人
全日本トラック協会（2019/08）



Refresh!
もっと自分らしい
働き方
休み方



楽しむ冬、休みをつなげて、
もっと楽しく。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 🔍

年休取得促進
特設サイト▶



Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方

年次有給休暇を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

年次有給休暇の計画的付与に関する労使協定の例(個人別付与方式の場合)

〇〇株式会社と〇〇労働組合とは、標記に関して次のとおり協定する。

- 当社の従業員が有する〇〇〇〇年度の年次有給休暇(以下「年休」という。)のうち5日を超える部分については、6日を限度として計画的に付与するものとする。
なお、その有する年休の日数から5日を差し引いた日数が6日に満たないものについては、その不足する日数の限度で特別有給休暇を与える。
- 年休の計画的付与の期間及びその日数は、次のとおりとする。
前期=4月~9月の間で3日間 後期=10月~翌年3月の間で3日間
- 各個人別の年休付与計画表は、各期の期間が始まる2週間前までに会社が作成し、従業員に周知する。
- 各従業員は、年休付与計画の希望表を、所定の様式により、各期の計画付与が始まる1か月前までに、所属課長に提出しなければならない。
- 各課長は、前項の希望表に基づき、各従業員の休暇日を調整し、決定する。
- 業務遂行上やむを得ない事由のため指定日に出勤を必要とするときは、会社は組合と協議の上、前項に基づき定められた指定日を変更するものとする。

〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇

〇〇労働組合 執行委員長 〇〇〇〇

「一斉付与方式」「交替制付与方式」に関する労使協定の例は
『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要です。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。

各種講習会

人事労務・厚生担当者実務講習会

江戸川労働基準協会支部との共催で、令和5年10月5日タワーホール船堀（江戸川会場）、13日江東区亀戸文化センター（亀戸会場）において、開催されました。それぞれの会場で、江戸川会場18名、亀戸会場20名の方が参加されました。

講師は、昨年からおりました特定社会保険労務士 國分真貴子氏にお願いしました。國分氏は、江戸川区で國分社会保険労務士事務所を開業されています。

講習内容は、講師が作成しました、「雇用保険・社会保険の手続きの基本」と「資料編」により行われました。各保険について、実務担当者が抑えるべきポイント、法改正の情報とその社内対応の影響について、「資料編」の資料及び記入例とともに解説されました。

また、終了後の短い時間にも個別の質問に対応いただきました。



タワーホール船堀

労働法セミナー

江戸川労働基準協会支部との共催で、令和5年11月9日江東区亀戸文化センター（亀戸会場）、17日タワーホール船堀（江戸川会場）において、開催されました。それぞれの会場で、亀戸会場20名、江戸川会場23名の方が参加されました。

講師は、特定社会保険労務士 田原さえ子氏（元労基署主任労働基準監督官）にお願いし、労働関係法全般について解説されました。

今回は、労働関係法についてのポイント、また、令和6年度は「2024年問題」として大きな関心を集めております。この「2024年問題」とは、働き方改革関連法による時間外労働時間の上限規制で、建設、自動車運転手、医師などには、これまで猶予がありましたが、いよいよ2024年4月から施行されます。この問題についても解説されました。

今回は、労働調査会発行の「労働関係法のポイント」をテキストとして使い、また、これから施行されます事項、最新情報などについて解説されました。

また、終了後の短い時間にも個別の質問に対応いただきました。



亀戸文化センター

【お知らせ】

亀戸労働基準協会支部の事務所の移転について

亀戸労働基準協会支部は、総会で報告したとおり、今月12月19日に江戸川労働基準協会支部と合同事務所になります。場所は、現在の江戸川労働基準協会支部との合同事務所となります。

現在江戸川労働基準協会支部の事務所は、東京労働基準協会連合会（以下「東基連」という）研修センターの1部屋に入居しています。その同じ部屋に入居します。

講習会や行事等については、従来同様事務局対応で変更はありません。変更となるものは、事務所の場所と電話・FAXのみです。

【支部総会での「報告事項」の抜粋】

合同事務所の意味合いをご説明させていただきます。合同事務所化は複数近隣支部が同じ事務所に入居し、活動を継続するという取り組みです。ですから、支部を統合するわけではありませんし、各支部の事務局長は従来どおりそれぞれに配置されます。

各監督署に対応した東基連各支部の機能を存続させて、講習会などを充実させて会員のお役に立つという支部の基本姿勢を保持することが各支部の使命です。会則は、事務所は亀戸監督署管内に置くとなっていますので、事務所移転するために会則の改正が必要になり、昨年令和4年の総会で会則の改正を行い、

「第3条 支部の事務所は亀戸労働基準監督署管内または近隣に置く。」

と改正し、江東区の近隣に事務所を置くことができることになりました。現在東基連の研修センターがある場所に、江戸川支部との合同事務所を考えています。時期は、今の事務所の契約期間が来年の2月までありますので、その前に移転しようと考えています。

【合同事務所】12月20日から業務開始

〒132-0021

東京都江戸川区中央1-8-1

内宮ビル5F

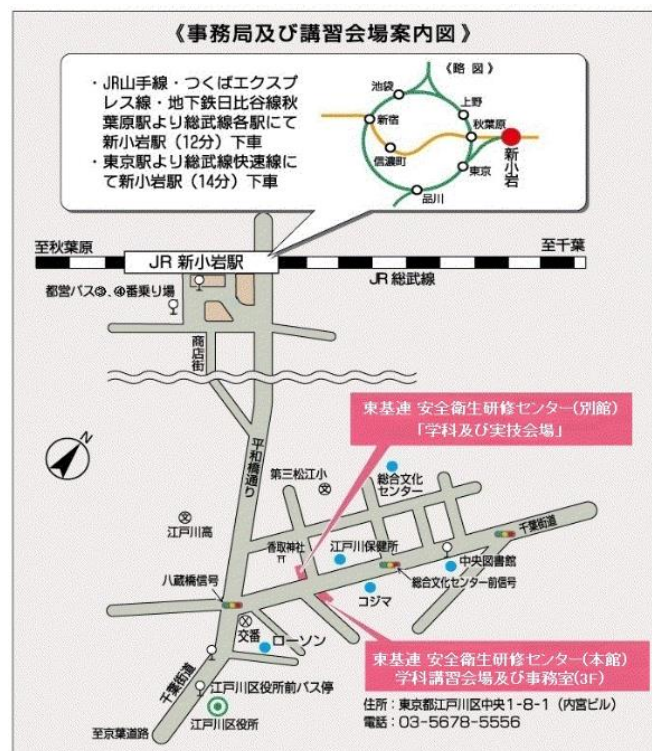
TEL：03-5607-7886

FAX：03-5678-8049

※電話は、各支部別となります。

ファックスは、共用となります。

右の地図は、東基連のホームページから挿入しました。



JR新小岩駅南口より1.3km

★徒歩約17分

★バス7分 新小21西葛西駅行き(⑤番乗り場) 江戸川区役所前下車 徒歩3分
新小22葛西駅行き(④番乗り場) (駅から4つ目のバス停になります)

※地図には載っていませんが、都営新有線船堀駅より約3.0km

バス20分 新小21 新小岩前行き 江戸川区役所前下車 徒歩3分

行事予定

1 新春賀詞交歓会

日時 令和6年1月17日（水）午後5時30分から7時まで

場所 アンフェリシオン（江東区亀戸1-43-2）

2 労災保険関係実務講座（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）

(1) 日時 令和6年1月30日（火）午後2時00分～午後4時30分

場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室

(2) 日時 令和6年2月7日（水）午後2時00分～午後4時30分

場所 江東区亀戸文化センター（カメラプラザ）5階 第2研修室

3 KYT（危険予知訓練）研修会（亀戸・江戸川労働基準協会支部共催）

(1) 日時 令和6年2月1日（木）午後1時30分～午後4時30分

場所 江戸川区船堀4-1-1タワーホール船堀 4階 研修室

(2) 日時 令和6年2月9日（金）午後1時30分～午後4時30分

場所 江東区亀戸文化センター（カメラプラザ）5階 第2研修室

発行 公益社団法人東京労働基準協会連合会 亀戸労働基準協会支部

〒136-0071 江東区亀戸2-25-12

TEL 5627-9933

FAX 5627-9939

Eメールアドレス kameido-roukikyoshibu@toukiren.or.jp